

鉱業投資とリスク管理(序説)

— 鉱業リスクの諸態様を中心として —

小 川 功

はじめに

本稿ではリスクの大きい投資対象として鉱業分野を取り上げる。主要産炭地の鉱業家や重要鉱山を経営した主要鉱業家に関しては多くの先行研究があり、鉱山統計等での捕捉により、ある程度衰退・没落過程を把握することも可能であるが、その他の地域に散在した小規模・零細鉱山のリスクの顕在化・破綻現象の捕捉はなかなか困難である。

戦間期における主要鉱業家の衰退の先行研究として、鉱業（産銅）財閥を分析した齋藤憲氏は大正5年と昭和5年の主要鉱業家25名を対比して、銀の高田慎蔵とともに「産銅業者の衰退がいちじるしく…堀藤十郎、飯田延太郎、横山章、内藤政孝といった産銅業者が資産額を増加させえなかった…両表の間に横たわる一四年間は、産銅業者にとっては苦難の時代であり、わずかしき生き残れなかった¹⁾」と指摘した。また鉱業（石炭）財閥を分析した永江真夫氏も大正5年段階では平岡良助、堀三太郎、昭和8年段階では広石紋太郎、岩崎久米吉、蔵内次郎兵衛が資産家名簿から脱落するなど、「鉱業家は＜昭和＞恐慌によって大きな打撃を受け、資産額を減少させざるをえなかった²⁾」と指摘している。

鉱業分野の相対的な危険性、鉱業リスクの程度に言及した当時の記事や論評を例示すると、例えば明治29年の『商業資料』は「世に鉱山業を営むもの其数真に尠からざるべし。然れどもこは一種の冒険的事業にして、其能く成功して

1) 齋藤憲「鉱業（産銅）財閥」渋谷隆一・加藤隆・岡田和喜『地方財閥の展開と銀行』平成元年、日本評論社、p67～8

2) 永江真夫「鉱業（石炭）財閥」前掲『地方財閥の展開と銀行』、p109

十分なる利潤を取得するものに至りては寥々乎として晨星も啻ならざるなり³⁾とする。八溝金山株の暴落事件⁴⁾について、「世人をして八溝金山は山師の設立したる泡沫会社の如き感を発せしめ、株主に驚愕を与へた」(M38.12.9K)⁵⁾と評した塩島仁吉は「抑々我が邦に於ては古来鉱山は危険の事業と為し、之に関係する者は山師と称せらる」(M38.12.9K)と、鉱業リスクを具体的に論じた。

明治44年法学博士の神戸正雄は『近代放資論 完』の中で、「鉱山ニツキテハ株ノ場合ニハ未タ採掘シ尽サレサル鉱物アリヤヲ吟味スルコトカ肝要…付近ニ有力ナル類似ノ鉱山アル新鉱山ノ株モ往々ニシテ危険ナリ⁶⁾」と鉱山株の危険性に言及した。また「商家倒産の原因」を論じた山形東根も「山師にかかりて倒るるものがある…某地の金山某地の炭坑の有望有利を説かれて之に投資する…何れも幽霊会社⁷⁾にて株金を払込ました以上、発起者は株を売って逃げる」(T11.4.20K)のが今も昔も変わらず頻繁にあるとする。

鉱業経営の主体の認識としても三菱、三井に比して遅れて北海道の炭坑に進出した住友の場合、総理事小倉正恒は昭和11年2月22日の訓示の中で住友の重役が昔から炭鉱事業に消極的であった理由を「土地陥没の損害賠償とか、火災

3) 「広瀬宰平翁の半余物語⑤」明治29年5月10日『商業資料』

4) 八溝金山事件は拙稿「証券業者による鉱山経営とリスク管理—八溝金山事件を中心として—」『彦根論叢』第354号、2005年5月参照

5) 本稿では新聞雑誌会社録、頻出資料等は以下の略号で本文中に示した。(新聞)読売…読売新聞、国民…国民新聞、報知…報知新聞、福日…福岡日日新聞、岩日…岩手日報、法律…法律新聞、鉱業…日本鉱業新聞(雑誌)K…『東京経済雑誌』,

(会社録)商工…『商工信用録』東京興信所、帝…『帝国銀行会社要録』帝国興信所、要録…『銀行会社要録』、紳…交詢社『日本紳士録』交詢社、通覧…農商務省編『会社通覧』大正8年12月末現在、

(頻出資料)名鑑…『日本鉱業名鑑』大正7年、名鑑13…『日本鉱業名鑑』大正13年改訂版、金融…『本邦鉱業と金融』大正7年、調査…真継義一郎『鉱山調査法』明治44年、工業と鉱業社、評価…菅原公平『鉱山調査と評価法』丸善、昭和13年、太吉…『麻生太吉伝』昭和9年、懐旧…清宮一郎編『松本健次郎懐旧談』昭和27年、鱗書房、事蹟…雨宮敬次郎述・桜内幸雄編集兼発行『過去六十年事蹟』明治44年、

6) 神戸正雄『近代放資論 完』明治44年、有斐閣、p49

7) 幽霊会社とは池島民理によれば「形式上だけは立派に出来て居るが、内実一厘の資本無き会社で…換言すれば全資本を幽霊株にして居るもの」(『株式会社の裏面』精禾堂、大正8年、p111)とする。

爆発等の事故が多いので、経営の面倒なこと、ならびに危険性の多いこと⁸⁾と説明し、「げんに北海道の山を買うときも、随分難色があったのを、種々お願いして、やっと実現した⁹⁾」と回顧している。

このように明治中期から昭和初期に至る各年代にわたって、概して鉱業を冒険の事業、危険の事業と見做し、鉱業投資を倒産の原因とする論調の方が多く見られるように思われる。

しかし鉱業ブームが到来した大正初期には一部のマスコミでは「＜欧州＞戦争前は儲からぬと廃鉱同様に持余したのが俄に勢を得て、思はぬ大儲けをした小鉱山の持主もザラに出て、又た其の間を周旋して歩く千三つ屋の懐中近頃に無いホクホクものだ…武田恭作氏の如きも戦前失敗の跡歴然たりしものが、今日では増田鉱山を買収して月に二十五万斤の荒銅が出る大景気…鉱産額の増加と相場の奔騰とで、鉱山成金の出現するの何の不思議はない訳で、金儲けをするなら山を買へといふことになり、山を当るのは今日決して冒険的な仕事で無い程に、総てが進歩して来たから、之れから此の方面を解せぬ人は到底話せないことになった」(T5.8.31報知)と、「山を当るのは今日決して冒険的な仕事で無い」とまで肯定的に論じた。

他分野から鉱業分野へ転身した人物を見ても突然に鉱山界に飛び込んだような例が少なくない。たとえば三井物産大阪支店長在任中の藤野亀之助が、「四国事業視察に当り一鉱山の有望なるより垂涎措く能はず、独立経営せんとの願望を抱き…同社を辞¹⁰⁾」し、愛媛県太平鉱山等の鉱山主(名鑑,p120)となったり、飯田延太郎(後に有隣生命等を経営)が名門の岸清一法律事務所に入り、独立開業間もなくの弁護士「業を廃し、身を鉱山業に転じ…夕張登川鉱山を買収¹¹⁾」したり、池内聡一郎(後に池内鉱業所代表社員)が大日本製糖庶務課長を「幾もなく辞して独力鉱山業に従ふ…高取鉱山主として熱心経営¹²⁾」するといった具

8) 9) 『わが社のあゆみ』平成2年、住友石炭鉱業,p73

10) 漆正二郎『大阪財界一百人』株式研究会、大正6年、p243

11) 12) 五十嵐栄吉『大正人名辞典』東洋新報社、大正7年、p44, 1501

合である。観光別府の先覚者として尊敬されていた油屋熊八¹³⁾も「晩年は金鉱探しにも手を出し」¹⁴⁾、阿蘇の鉱山を目指して無理な寒中登山を強行して死を早めたという。名誉も地位も命までも投げ捨てさせるだけの妖しい魔力を有するの
も鉱業の特性の故なのであろうか。

本稿は他産業とはいささか様相を異にするとと思われる鉱業経営ないし鉱業投資に随伴する固有のリスクの諸態様と、個別鉱業家のリスク選好、リスク管理の特性などについての研究の序説をなすものである。平成17年4月23日経営史学会関西西部会（於大阪学院大学）で「鉱業投資とハイリスク管理―虚業家の関与事例を中心として―」として報告したものの一部であり、滋賀大学リスク研究センターの金融リスク等に関する共同研究プロジェクト成果の一部を構成する¹⁵⁾。

I. 鉱業経営リスクの諸態様

大正初期の鉱業ブームによって多数設立された零細鉱業会社のリスクの具体的な態様をみるため、主要産炭地から離れた山形県下の炭坑事例をサンプルとして挙げてみよう。寒河江川筋の砂金採取は古い歴史があったが、大正初期での山形県の鉱業は『日本鉱業名鑑』では大正6年10月末現在で山形県在住の鉱業家は矢口宇吉、坂本徳寿など計6名（名鑑,p13）に過ぎず、農商務省が編纂した『会社通覧』でも大正8年12月末現在で山形県本店所在鉱業会社は羽前炭礦のほかは、垂炭試掘の村山炭礦、砂利採取の山形砂利合資の3社しか掲載されておらず（通覧,p873）、岩手県など東北の「他地方に比し不振の感」¹⁶⁾が引続き濃厚であった。

13) 油屋熊八は拙稿「湯布院・別府の観光開発の先駆者・小野駿一と油屋熊八」『滋賀大学産業共同研究センター報』第2号、平成15年6月参照

14) 佐賀忠男「湯けむり太平記」（83）西日本新聞大分県版連載。兼子鎮雄『観光別府の先覚者』昭和25年、別府市立図書館、p16

15) 利用資料の一部は九州大学石炭研究資料センター所蔵のものである。関係各位のご配慮に謝意を表したい。

16) 『実業之世界』東北発展号、明治44年11月、p219。なお岩手県には多くの鉱業会社が存在し、栗木鉱山等を経営した「岩手の成金」木村仁太郎などが輩出している。拙著『破綻銀行経営者の行動と責任―岩手金融恐慌を中心に―』滋賀大学経済学部研究叢書第34号、平成13年3月、p45参照

本稿ではこれらのうち個人経営の2炭坑の株式会社経営への移行の事例を探って、鉱業リスクの具体的な顕在化すなわち企業の破産・解散までの経緯ならびに経営者・投資家・金融機関等利害関係者の被るリスクの諸態様を主に司法関係の情報源¹⁷⁾に基いて可能な限り推測することとしたい。このクラスの破綻企業では情報が乏しく経過が『東北鉱山風土記』等でも判明する場合の方が少ないと思われるからである。

1. 最上採炭

山形県最上郡角山村の日山炭坑(11,200坪)は大正4年石炭をわずかに320トン(大正5年報告なし)産出するに過ぎない零細な炭坑で、大正6年10月末現在では古口村の矢口宇吉が所有していた。(名鑑,p13)

8年6月25日東京市神田区永富町7に、資本金100万円、2万株、払込25万円(1株12.5円払込)で、最上採炭(株)が「石炭採掘」を目的として設立され、日山炭坑等鉱区(156,100坪)を8万円で買収、現地の古口村に鉱業所を置いた。同社の役員は社長橋本良蔵¹⁸⁾、専務滝沢永二¹⁹⁾、常務対馬隼人(小石川区雑司が谷、④1,000株)、取締役荻田義門(④1,000株)、高橋兵介(山形市小荷駄町、⑧500株)、監査役森豊之助²⁰⁾、平尾敬三(②200株)であった。後に常務佐藤勘助(⑩300株)、取締役稲葉信吉²¹⁾が加わり(名鑑13, p127, 帝T11, p373, 要録T11, p244)、鉱業所主任は品川永吉であった。(要録T10, p274)

最上採炭は8年末では積立金114円、利益5,334円、配当率…(通覧p7)、9

17) 司法関係の情報源に関して武永淳、須永知彦両氏のご教示を得た。

18) 橋本良蔵(麴町区富士見町)は④1,000株(最上採炭『第一期事業報告書』大正8年11月、以下同じ)、所得税84円、満蒙貿易代表取締役、東洋黒鉛満俺、極東自動車工業、山崎汽缶製作、東京発動機各社長、(株)橋本店、川口鑄造、佐藤商事、ヴィクター護謨、ビヤン万年筆製作所各取締役、大洋漁業缶詰、日本洋瓦各監査役(紳T11,上p74,帝T11,職p66)

19) 滝沢永二(西巢鴨町巢鴨)は⑧500株、中央機械製作所、大和自動車工業各取締役、山口商事監査役(紳T11,上p277,帝T11,職p261)

20) 森豊之助(芝区伊皿子町)は⑩400株、所得税82円、日本農産工業、大和自動車工業各取締役、磐城炭業監査役(紳T11,下p143)

21) 稲葉信吉(蒲田村御園)は所得税144円、稲葉実業代表取締役、東京木材、丸菱商事各社長、大東電熱工業、ビヤン万年筆製作所各取締役(紳T11,上p34,帝T11,職p28)

年石炭を2,873トン、10年1,327トン産出（名鑑13, p127）, 主に地元の製糸、醸造業向に出荷した。しかし同社側の技術水準の問題からか、15.3万円を投じた古口～元山間の索道の故障が相次いだ上、「当初ノ予期ノ如ク鉱業財団ニ抛リ低利資金ノ供給…実現スル能ハズ」²²⁾容易に採算ベースにのらなかった。さらに11年以降は経済界の不況で、かねて懸念された通り「石炭ノ品質必ズシモ優良ナラザル故…第一ニ其影響ヲ受」²³⁾けて休山に追い込まれた。（名鑑13, p127）この間借入金、支払手形に依存して苦しい資金繰りを続けたため、「会社ノ債務ハ三十万円ヲ超過スルニ、其ノ財産トシテハ鉱業権ヲ除クノ外、挙クルニ足ルモノナシ。然カモ右鉱業権トモモ現時経済界ノ不況ニ依リ、其ノ価格頗ル低落シ居ルヲ以テ会社債権者ニ対スル債務ノ弁済ハ未払込株金ノ取立ヲ為シテ充ツルヨリ外ニ方法ナキ」²⁴⁾状態で、第3回払込として一株30円を徴収したが、かねて払込を渋っていた株主の強い抵抗で難航し幾度も訴訟となった。30万円を超える高利の負債を抱えた最上採炭は10年10月、12年の2度にわたり東京地裁で破産宣告²⁵⁾を受けたが、「右ニ対スル破産宣告ノ決定ハ大正十二年十月十五日東京控訴院ニオイテ廃棄セラレ、該裁判確定シ」（T13.1.30 法律）、「幸ニシテ其ノ都度破産宣告ノ取消ヲ得タ」²⁶⁾ため、12年12月18日最上採炭の破産管財人の事務が終了し（T13.1.30 法律）、「破産主任官乾健多朗ノ申立ニ依リ、之ヲ審査」（T13.1.30 法律）した東京地裁は13年1月14日最上採炭破産手続の終結を決定、官報に「十一（ツ）第三一〇号 決定」（T13.1.30 法律）として公告した。結局破産手続が二転三転した揚げ句、大正13年3月18日最上採炭は総会で解散を決議し、瀬川光行²⁷⁾、三上寿松（山形市、50株）を清算人に選任した²⁸⁾。

2. 羽前炭礦

22) 23) 最上採炭『第三期事業報告書』大正9年11月

24) 25) 26) 28) 『大審院民事判例集』第10巻, p238

27) 瀬川光行（四谷区新宿）は200株、書籍出版（明治26年刊行の『商海英傑伝』等の編著者）、大正8年4月設立の岩手鉱業（通覧p5）監査役（『増田ビルブローカー銀行旬報』4巻14号）として鉱業の経験があった上に、大正12年2月2日四谷銀行の預金者大会に出席（T12.2.8 法律）するなど、四谷区選出の市議員としても活躍した人物

明治33年6月設立の旧山形銀行²⁹⁾(現在の山形銀行とは無関係)は大正15年4月26日休業した。数名の共通役員を有するという人的関係の存在を背景として、「好況時代出現した羽前炭礦に集中投資を行って、三十五万円の貸出をしたが、財界転換と共に羽前炭礦は破綻した。これがため貸出は回収不能となり、同行は辛うじて営業中、去る四月二十七日に至って遂に休業のやむなきに至った」(T15.6.15法律)とされる。15年3月末の同行貸出金110万円中の「大部分ハ羽前炭礦株式会社(破産ノ申請ヲ受ケ居ル由)及不動産抵当貸付ニ固定」³⁰⁾していたため、同行取締役支配人から専務となった佐藤久太郎³¹⁾は羽前炭礦問題等の責任を痛感して大正15年6月8日自殺(T15.6.15法律)した。結局、同行は両羽銀行による整理引受案が実現せず、昭和3年2月解散を決議、6年12月12日任意解散が認可された。

もう一方の主役である羽前採炭³²⁾は大正7年3月山形市香澄町吹張7番地に資本金30万円、払込10.5万円で「石炭採掘」(通覧p873)を目的として設立された。所有鉱区は山形県北村山郡尾花沢町常盤の羽前第一炭坑(993,456坪)であった。(名鑑13, p192)羽前採炭の代表取締役は「山形財界の重鎮」³³⁾長谷川吉三郎³⁴⁾、佐藤久吉³⁵⁾、取締役伊東清兵衛³⁶⁾、叶内長兵衛³⁷⁾、監査役新関金六(羽前炭礦監査役)、

29) 山形市三日町、頭取豊田伝右衛門、取締役川合孫四郎[山形市八日町、酒造(商工T7, p9)・一山正宗]ら、資本金10万円、払込5万円、預金者1,200人、預金額50万円

30) 日本銀行福島支店報告、大正15年4月27日、『日本金融史資料 昭和統編』付録第1巻, p419

31) 佐藤久太郎(山形市三日町)は会社員、阿部式電気時計製作所取締役(商工T7, p20, 帝T11, 職p481)、山形銀行①200株主(要録T10, p3)

32) 羽前採炭は当初羽前炭礦という商号で設立され、後に改称されたようだが、同名企業との混同をさけるため改称後の商号で統一した。

33) 『財界人物選集』昭和4年、はp29

34) 長谷川吉三郎(山形市三日町)は塩砂糖石油商、羽前炭礦、山形貯蓄銀行、両羽銀行(②4.092株主)、最上電気、酒田セメント工業各取締役、山形商業銀行、両羽農工銀行、樺太化学工業各監査役、弘前製氷代表取締役(商工T7, p3, 帝T11, 職p48)、最上温泉土地相談役(要録T10, p8)

35) 佐藤久吉(山形市三日町)は会社員、羽前炭礦取締役、山形銀行監査役(商工T7, p20, 帝T11, 職p481)

36) 伊東清兵衛(山形市三日町)は醤油醸造、羽前炭礦、山形銀行、山形貯蓄銀行、山形瓦斯各監査役、山形商業銀行取締役(商工T7, p1, 帝T11, 職p13)

37) 叶内長兵衛(山形市蠟燭町)は煙草薪炭商、羽前炭礦、山形瓦斯、日本開墾、各取締役、最上電気常務、東京螺旋紙、会津桐材各監査役(商工T7, p9, 帝T11, 職p192)

支配人加藤佐吉³⁸⁾であった。(帝T11, p 9) 後に取締役³⁹⁾に坂本徳寿ら、監査役³⁹⁾に大沼保吉らが加わった。羽前採炭は8年末では払込17.5万円、積立金2,100円、利益13,646円、配当率5.5% (通覧p873) で、表面的には一応軌道に乗っていた。

羽前採炭設立の2年後の大正9年3月、同一住所に資本金300万円、払込75万円の羽前炭礦がなんらかの事情から重複して設立された。役員は羽前採炭役員でもある山形銀行関係者の長谷川吉三郎、佐藤久吉、伊藤清兵衛、叶内長兵衛に、羽前採炭非役員だった坂本徳寿、安場保健(東京、東洋電気製作所取締役)、松本三郎⁴⁰⁾を取締役に、豊田伝右衛門⁴¹⁾、大沼保吉⁴²⁾、榎万治郎(谷地町)を監査役に加えた陣容であった。(帝T11, p 8) 同一地に所在する両社とも支配人は加藤佐吉であり、実務面は共通と考えられる。9年3月という不況突入時での羽前炭礦の設立の必然性に関しては十分な情報を得られなかったが、恐らく山形県北村山郡亀井田村の亀井田炭坑(437,866坪)を旧坑主の鉱業家坂本徳寿から買取⁴³⁾する際の現物出資形態を採る必要上からか、あるいは主な債権者である旧山形銀行側の財務整理上の必要性に基く旧社・新社間の営業譲渡のいずれかと想像される。

この結果、同行貸付先は後者・羽前炭礦(山形市香澄町吹張7番地/香澄町木ノ実小路201)に振替えられたが、同社は従来からの羽前第一坑の方では11年石炭を4,518トン産出(名鑑13, p192)するなど、なんとか稼行を継続したものの、新たに拡張した亀井田炭坑の方は9年石炭を2,137トン産出後、最上採炭の場合と同様にすぐに休山に追いつまれている。(名鑑13, p192) 旧坑主側と、羽

38) 加藤佐吉(山形市三日町)は油塩及肥料商(商工T7, p8)

39) 坂本徳寿(山形県北村山郡亀井田村)は石炭販売(商工T7, p22)、亀井田炭坑主(名鑑, p13)

40) 松本三郎(東京)は信濃炭礦、松本鉱業、新宿ホテル各社長(帝T11, 職p392)

41) 豊田伝右衛門(山形市八日町)は薬種商、山形銀行頭取②150株主(商工T7, p5, 要録T10, p3)

42) 大沼保吉(山形市七日町)は酒造、山形酒造取締役(商工T7, p7, 帝T11, 職p124)

43) 大正8年に「他の船成金と同様、炭鉱会社を経営しようとして」(矢野孝之輔編『第十三代辰馬吉右衛門翁を顧みて』昭和50年, p232) 西宮鉱業を設立した辰馬汽船の場合も同社への貸付金117万円が回収不能となり、「この鉱区は最初から多田百次郎の甘言に欺かれたもの」(同p51)と、旧金井炭坑主の責任を主張した。

前採炭側との情報の非対称性に基く、設備拡張判断の誤りがあったものとか推測される。その結果債権者の申立により、12年7月10日破産宣告を受け、破産管財人は同社へ亀井田炭坑を売却し、おそらく大口債権者の立場でもあった旧坑主の鉱業家坂本徳寿（前取締役）と佐藤治三郎⁴⁴⁾が就任した。

II. 鉱業の特性と資金調達⁴⁴⁾の困難性

1. 鉱業の特性

炭鉱経営は投下資本の大半が坑道開削など地下構造物に固定化する結果、他に転用がきかず、しかも製品の石炭も長期の貯蔵が困難なため、一度供給過剰に陥ると、原価を考えずに処分を迫られる場合が多い。こうした特殊性のゆえに炭鉱の経営は景気不景気に即応して伸縮することが困難で弾力性に欠けた産業といわれている。Iの山形県所在の両炭坑も不況抵抗力に乏しく、極めて短命に終わったものであろう。

このように鉱業経営ないし鉱業投資には他産業には見られぬ鉱業固有の様々なリスクがあるが、その発生原因は主に以下のような鉱業の特性に基くものと考えられる。

① 鉱業立地の特異性

鉱山は概して山間僻地に立地するため、交通・運搬・居住環境等のインフラ整備に巨額の初期投資が必要となる。

44) T14.11.23法律、『大審院民事判例集』第4巻,p10。同様な銀行と鉱山との信用連関の事例としては頭取が宮城炭礦の大株主として関与していた芳川銀行（浜松、明治28年設立）の場合、「同行ハ兼テ頭取三輪新五郎ノ関係ヨリ宮城炭礦株式会社ニ多額ノ融通ヲナシ来タリシガ、時局ノ影響ニヨリ同会社悲境ニ陥リシ為メ、貸付金四十五万円ノ回収ニ支障ヲ来シ」（大正8年2月『日本銀行調査月報』『日本金融史資料 明治大正編』20巻,p1127所収）との新聞記事により大正8年2月取付にあった。三輪新五郎〔静岡県浜名郡芳川村、会社員（商工T7,p81）〕は芳川銀行頭取のほか、新津銀行、浜松形染各取締役を兼ねていた。（『大日本重役大観』大正7年,p326）日本銀行では「宮城炭礦株式会社ノ内容面白カラザルコトハ事実ナルモ、同会社ニ対シテ同行（芳川）ハ多額ノ融通関係ナク、只同行頭取三輪氏ガ同会社ノ大株主タルニ基ク疑惑ニ過ギザルモノノ如シ」（大正8年2月『日本銀行調査月報』）とみたが、芳川銀行はこのあと大正8年12月浜松銀行と改称（『本邦銀行変遷史』銀行図書館、p721）、三輪新五郎も副頭取に降りている。（要録T9、役下p130）

②鉱山そのものの危険性

粉塵、崩落、爆発、火災等の危険を伴う採掘作業や、これに伴い鉱毒、周辺環境の破壊が発生する。これらの対策として鉱山保安設備、事故処理、事後費用等の多額の費用が必要となる。

③労務管理の困難性

高温多湿の地底での鉱業労働者の労務管理の困難さは、他産業の比ではあるまい。

④射倖性

偶然に発見された鉱床で巨利を得た事例のみ特筆大書され、黄金伝説等の存在により射倖心が過度に煽られる結果、投機色が不可避となる。

⑤鉱物資源そのものの価格変動性

産出される鉱物の価格変動に左右される。とりわけ希少性が高く、軍事利用される金属等の場合は国際商品として戦時等に乱高下する。

⑥鉱業権の利権性

鉄道免許のように失効制度がないため、採掘に着手せず権利のみを長期に確保することが可能であり、鉱業権の転売による利鞘獲得が常態化する。ここに「新鉱区を手に入れて、之を売飛ばせば屹度金が儲かる⁴⁵⁾」として、「往々自己の獲得権を其仮売却せんとする」（調査,p3）鉱山ブローカーの活躍の場が生れる。

⑦情報の非対称性

高度な専門知識を必要とするため、廃坑、断層、落盤、浸水、有毒ガス、温泉湧出などの地下資源の不可視性に伴う瑕疵の存在は鉱山主が故意に隠蔽すれば、買い手が外部から完全に探査することは困難である。（鉱山技師のモラルの問題は次節Ⅲ参照）

⑧鉱業分野を特別視する風潮

『鉱山調査法』等の著者である真継義一郎は、「世人動もすれば鉱業を目して一種無謀の投機的事業なるが如く思惟し、真面目なる企業家は接近すべから

45) 朝比奈知泉『財界名士失敗談 上巻』毎夕新聞社、明治42年、p286

ずとし、其投資を好まざるものあるは遺憾なり」(調査、巻頭言)と嘆いた。⁴⁶⁾

2. 資金調達困難性

以上①～⑧の当然の結果として資金調達の困難性という鉱業の最大の特性が形成される。「其時代に於ける炭坑と云へば冒険的の事業と見られ、資本主を求むるも容易のことではなかつた」⁴⁷⁾ため、通常の金融機関は概して鉱業分野への投融資に消極的で、「銀行が小鉱業家に対して貸付を困難とする主なる理由は鉱山の査定及採掘鉱物販売上」(金融,p517)の困難性とされる。以下、日銀等の調査により各時期の銀行等の鉱業に対する貸出態度を描出すれば、まず大正中期の筑豊では「先年閩門若銀行中百十及帝商、百三十、住友の各支店並に福岡の十七銀行が直接炭鉱に対して融通を与へ、之が為少なからざる損害を被りたることありしか、爾來炭鉱への放資は危険視せられ、今日閩門若銀行にして直接の貸付をなしをるものは殆ど此なき有様なり。以上各銀行の失敗の歴史を究むるは頗る有益なるも、何れも其材料の提供を避け、内容を詳細に知ることを得ず。寔に遺憾とす」⁴⁸⁾と報告されている。震災後の筑豊では「二三流以下ノ炭業者ニ至リテハ從來其信用状態不良ナルノミナラス、銀行ノ之等ニ対スル態度モ兎角警戒勝ナル上、偶々震災後銀行ノ取レル緊縮方針ハ一層此勢ヲ助長シタ」⁴⁹⁾と報告されている。

資金調達の範囲が大幅に限定される結果、リスク・マネーを鉱業分野に誘引する甘味剤として特殊な資金調達方法も模索される。たとえば大正14年6月18日の東京地裁第五民事部の判決では金子三四郎⁵⁰⁾は八木平兵衛らの金主から成功報酬として「日産額二百石以上ノ出油ヲ見ルニ至リ、且ツ之カヲ為メ、被告会社

46) 「山師」という言葉については拙稿「企業家と虚業家」『企業家研究』第2号、企業家研究フォーラム、平成17年6月、参照

47) 岩崎高蔵編『蔵内次郎作翁余影』大正13年,p58

48) 「筑豊石炭調査」日銀門司支店、大正6年11月、『日本金融史資料 昭和統編』付録4巻,p694

49) 「震災後に於ける北九州地方財界推移」日銀門司支店、大正13年1月、『日本金融史資料 昭和統編』付録第4巻,p452

50) 金子三四郎は青森県響油田、新潟県四角山油田ほかを所有する金子鉱業(株)取締役

<金子鉱業(株)>ノ株式ヲ以テ容易ニ他ヨリ金円ノ融通ヲ受ケ得ヘキ状態ニ至リタルトキハ…株式ヲ右八木等ニ与フヘキコトノ契約」(T14.8.30法律)という一種の停止条件付新株引受権ともいうべき利益参加型の高利資金を導入して、大正11年秋田県下で石油採掘を行っていたとし、「鉱山事業ノ資金貸借ニ付事業ノ成功ヲ条件トシテ…九十万円ノ元金ニ対シ二十万円ノ報酬ヲ約スルカ如キハ鉱山事業者間ニ於テ現時通常行ハレ居ルトコロニシテ、之ヲ以テ直ニ公序良俗ニ反スルモノト言フコトヲ得サルモノトス」(T14.8.30法律)と判じた。こうした方式が「通常行ハレ居ル」のか、石油採掘に限定されたのかは今後の検討課題としたい。

しかし昭和恐慌期の筑豊では従来からの銀行等の警戒に加えて、「最近ノ如キ不況ノ際ニハ石炭商中ニ新ニ炭礦業者ニ融通スルモノ殆ンドナク、単ニ従来ノ融通先ニ対シ貸金保全ノ為メ幾分面倒ヲ見ルニ過ギザル程度ナレバ中小炭礦ノ金融ハ全ク杜絶ノ状態ナリ」⁵¹⁾とされた。

Ⅲ. 鉱山調査に関わるリスク

鉱業経営着手時の最大の問題である当該鉱山の良否の判断は、その際に必要とされる高度な専門性の故に現地査定者は特定少数の鉱山技師等に限定される。このように責任重大な「鉱山の調査は努めて慎重を期し、其報告文は正確明瞭にして完全ならざる可らず。杜撰粗雑の調査と報告とが投資家を謬らしめる例多し」(調査,p1)とされる。こうした例には明治後期に現地特有の地質に騙された「工学博士や学士の技師連が鑑定を誤り、日本興業銀行が五十万円を貸しそこなって失敗した」⁵²⁾岩手県稗貫郡の鉱山の事例などがある。

さらに鉱業の特性により、鉱山試料(標本)のすり替え等による粉飾の容易性のため、現場に赴く鉱山技師には高度な専門家として当然に高いモラルを要求されるが、しばしば破綻した鉱業会社などでは彼らによる「杜撰粗雑」どこ

51) 「筑豊石炭ニ関スル調査」日銀門司支店、昭和5年12月、『日本金融史資料 昭和続編』付録4巻,p717

52) 弁護士播磨龍城「岩手県の山野入会権問題7」(T11.11.25法律)

ろではない故意または重大な過失による不当調査の疑惑がしばしば指摘された。工学士内田鯤五郎は大正9年「近來続生する炭礦会社の株式募集の調査報告中、往々にして其価値を虚偽誇大して投資家を迷はしむる⁵³⁾」と批判した。

例えば極端な事例かもしれないが、大正9年春設立の十勝、胆振方面のT炭礦の鉱区説明書を作成した某博士は「小樽に出張し同市の某旅館で報酬五百円を以て一夜の内に作り上げ、肝心の十勝、胆振方面の鉱山へは一度も足を踏み入れなかった⁵⁴⁾」ことが後に破綻で暴露したという。鉱山の高評価を願望する立場の「資本家及鉱主は…技術家の査定復命書を詐るべく…利益を以て之を誘惑」(金融,p413)する結果、「酒色黄白等の手段に誘惑せられ」(金融,p437)た鉱山技師が虚偽の現物出資等を誇大評価する共謀者の役割を演じるわけである。T炭礦そのものかどうかの確証はないが、少なくとも同根・同類の徒による発起と見做される大北炭礦(破綻)は「北海道釧路なる無名の炭山を所有者より一坪二銭五厘にて買収し、無尽蔵の炭山と吹聴し…広告其他に莫大の費用を消費せしにより、遂に解散の止むなきに至り」(T9.12.1 国民)と報じられ、発起人49人中高橋小十郎(尾三農工銀行副頭取、尾三商業銀行頭取)ら4人以外は全員空株だったという幽霊会社の典型であるが、同社の一見もっともらしい株式募集広告⁵⁵⁾は、技師調査報文を精緻、数回の踏査、至大の権威などと最大限

53) 工学士内田鯤五郎「伊賀炭坑に対する調査批判(上下)」(T9.4.20, T9.5.1 鉱業)。伊賀炭礦をその実例とする論文を発表し、発起人の石井定七、宮崎敬介らを取り上げた。伊賀炭礦(資本金一千万円四分の一払込)は「三重県伊賀に於ける亜炭礦区五個の経営を引受け、同地に一大火力発電所を設置し、京阪地方に送電して工業界焦眉の急を救はんとする計画」(『増田ビルブローカー銀行旬報』5巻9号、大正9年3月)であった。

54) 家村五郎『投資之研究』昭和5年、投資研究社,p53

55) 「当会社の鉱区は北海道釧路国釧路、白糠、阿寒及び十勝国十勝の四郡に跨り、鉱区数八十三、面積七千余万坪、其規模に於て常に東洋一の大鉱区にして、炭質及び炭層は古くより採掘され居る釧路炭とは全く系統を異にする優秀のものなり。当会社鉱区の内、最底位にある庶路鉱区すら露頭を開鑿して精緻に調査したる結果、炭層厚く良炭豊富にして頗る有望なる事実判明せり。舌辛の鉱区は之より猶ほ優る。若し夫れ音別の鉱区に至っては当に前人未踏の優秀なる鉱区にして、以上三鉱区の埋蔵炭量は優等塊炭のみにても三億噸に余り、之を時価に見積れば五十億圓に達す。鉱区の調査は理学博士大塚専一責任を以て自ら其の衝に当り、実験に富める数名の炭礦技師補助の下に数回の踏査をなしたる外、今此処に其の名を表すを渾も、採鉱学の泰斗にして、現に官職にある某工學博士が吾人に対する甚大の好意に依り、親しく實地に望みて調査の労を取られたるものなれば、其の調査報文は至大の権威を有す」(T8.9.4 読売)

に吹聴し、「最も安全に見積り将来年四割五分配当」(T8.9.4 読売)すると広告している。また同様に誇大な宣伝の例としては九戸の日東炭鉱, 岩手採炭「両社とも設立の初に当ってはヤレ巨智部⁵⁶⁾博士が調査して炭量無限と折紙が付いた炭質の優良なる他に比を見ない, 初年度から何割の配当確実だなどと棚から牡丹餅の旨い文句を列べた計画書を発表し, 忽ち成立を告げたが, 昨秋事業を中止して了った。恐らく再起は覚束なからう」(T9.1.12岩日)と報じられた岩手採炭がある。同社の宣伝⁵⁷⁾も大北炭鉱と大同小異である。

『金鉱製錬手引草』『鉱山調査法』等の著者である真継義一郎は, 世間が「鉱業を目して一種無謀の投機的事業なるが如く思惟」(調査, 巻頭言)しがちな背景に鉱業には「鉱産の偽騙装飾」(調査, p45), すなわち「調査者の試料を秘かに悪戯すること…鉱床の処々に富鉱を欺装すること…鉱物堆積の上部に富鉱を履ふこと…不利の結果となるべき採掘場の閉塞」(調査, p45)など, 「屢々幾多の謊詐奸策を企つる徒比較的⁵⁸⁾多き嫌」(調査, p3)があるためとする。鉱山調査の権威ある解説書にも詐欺行為⁵⁸⁾の横行を警告する節が設けられ, 「調査せる技師の粗忽も当然責められ」(評価, p166)るべき詐欺の生々しい手口が紹介されるのが通例である。そして「詐欺は普通に想像するよりも, より頻繁に

56) 調査した巨智部忠承は日本鉱業会評議員の鉱山鑑定で、同社の顧問をはじめ、蔵王鉱業監査役、宝田石油技術顧問、松尾鉱業など各鉱業会社に関与した。(名鑑, p40, 90, 234)

57) 「南北五里, 東西二里に亘る大炭田なり, 其埋蔵炭量幾億万噸なるを知らず, 本邦天賦の大富源たり。其内本社所有の鉱区は三百七十六万五千余坪に達し, 之に四千五百十八万噸の炭量を埋蔵せりとせば, 一年二十万噸を採掘するも二百年に及ぶ, 以て本会社基礎の鞏固にして其命数の長きを知る可し。然も是れ唯第一層より第三層までの炭量を計算したるのみにして, 此外既に知られたるものにて第四層あり。尚ほ第五層第六層の在るやも知れず, 是等を加算する時は其生命は殆ど永久的なりと謂ふべし」(『大日本銀行会社沿革史』東都通信社, 大正8年, p28)

58) 金銀鉱山では「試料採取前に予め金銀粉を撒布するとか, 予め試料袋に金銀粉を入れ, 又は試料採取中に爪の中に金銀粉を弾き込み, 採取後に金銀液を注射し, 或は金銀粉を混入する」(評価, p162)などが横行し, 消極的な詐欺としては「坑道上部を支柱で隠したり, 堅穴に水を溜めたり, 立入坑入口に廃石を詰め込んだり, 採掘跡の足場を取外し」(評価, p163)で, 不良箇所を隠蔽するなどである。「坑内の或る箇所主要鉱物を植付くる等, 虚飾的に鉱床の存在する如く仮装…品位の貧劣なる鉱床を隠蔽」(金融, p432)の可能性ある故, 「仮装的, 詐欺的なりや否やの看破に努むべし」(金融, p435)と警告されている。

行はれ…他人の山を調査する場合には、必ず詐欺行為が行はれるものと頭からきめてかかれ」(評価,p162),「試料採取中は技師自身又は信用ある助手が必ず監督警戒し、一時たりとも試料から離れぬ事、採った試料は…固く錠をかける事」(評価,p163)と、事細かく注意されているほどである。

IV. 鉱業リスクに敏感な鉱業家

個別の鉱業家が上述した各種の鉱業リスクにどのような反応をしめしたか、すなわちリスク選好の程度、リスク管理能力の優劣は甚だ興味ある事象であるが、個別の経営資料の形で、個々に摘出することは難しい。『筑豊炭硯誌』の著者として筑豊炭硯に通暁していた高野江基太郎は『門司新報』の連載記事で「炭坑は安全の業にあらず」と題して、次のような某鉱業家の談話を紹介している。「好し羨む可き資産を拵らへ羨む可き生活を営むものありとするも、此等は所謂幸運兎にあらずれば命身を賭し資金を抛ち千難万艱を排し来りし人々なり…彼等は千仞の地底に黒色黄金を採取せんとし最貴の性命を賭して彼等の雇人を出入せしめ其餌料として幾多の資本を地底に投じ、以て目的物を採取しつつあるにあらずや。故に彼等の頭上時に天変地妖の落下を免れず、或は地表陥落し或は水害坑内を浸し或は火難全坑を塞き看す看す幾多の資本を流失し若しくは焼失したるもの殆んど枚挙に堪へざるものあり。試に既往一二十年前に顧みれば彼等が百分中の八九十迄現実に山師的の最後を遂げ、満腔の熱心十年の経営空しく一抹の煤煙と消へ去り、自ら山師の実を証拠立るもの多きにあらずや…要するに炭坑は最も危険の事業にして斯業に従事する人々は亦最も冒険の甚しきものなり」⁵⁹⁾

ほぼ同時期に高野江基太郎は中野徳次郎のエピソードや以下のような談話も⁶⁰⁾

59) 明治30年10月24日『門司新報』連載「煤煙余抹」28(『石炭研究資料叢書』9号、九州大学石炭研究資料センター、昭和63年3月)

60) 中野徳次郎は明治13年松本潜の経営する相田炭坑の請負掘に従事することから炭坑事業に関わり、嘉穂、伊王島、高雄等各地の炭坑に関与する傍ら嘉穂銀行、筑前参宮鉄道等の取締役を兼ねた。

紹介していることから、「某鉱業家」は中野徳次郎とも考えられる。中野徳次郎は主人筋に当る松本潜、安川敬一郎への年賀の際に坑夫姿で参上したが、その理由は「私が難儀して主人の為にコンナ姿で働いた頃は主人も中々今日のようなことでなかったと云ふことを一年の始めに思ひ出させて、其の平生に謹みます様、無言の中に忠告しよう⁶¹⁾」というものであった。「炭坑事業と云ふものは中々安心して居らるる仕事でないで、何時如何なる変動に逢いますかも知れません。謂はば随分危険な商売…然るに一般の坑業家を見ますに三万五万の身代を拵らへますと中々贅沢に暮らしまして、眼前に危険と云ふことがブラ下がつて居ることを少しも気にせぬ人が多い様に思われます。私もお影様で兎や角して遣れますので、家の一軒位新築をしますことハ左程六ヶ敷ことありませんケレども、こうゆう事業に従事して居る身の上では今少し稼きませぬと中々安心してソナ贅沢に取りかかることは出来ません⁶²⁾」

貝島、麻生と並んで「筑豊御三家」の一角を占めた安川・松本の松本健次郎は中野徳次郎を「非常に仕事に熱心で呑み込みが早く…所謂耳学問で研究をした一人で…炭坑経営や炭田鑑識など、炭坑事業に非凡の手腕を揮うようになったのは彼の熱心な耳学問の賜」（懐旧,p235）であるとする。そして「一時本草にも目をつけたが、これは松田武一郎の調査が面白くなかったのでやめたようだ。松島炭坑の一部でも起業を企てたが、出水でやめた。…筑豊の鉱区でも各方面で他人の鉱区のフケのすき間に目をつけるので、貝島太助などは『いつも他人の足元ばかり狙う奴だ』と…評していた」（懐旧,p236）と中野徳次郎を「抜目のない」「独自の鑑識」「逸早く…着眼する敏捷さ」「非凡な奇才と評してもよい」「非常な勤勉忠実な努力家であると同時に野心家」（懐旧,p236～7）と評価している。こうした松本健次郎の中野への評価を併せて考えると、耳学問で抜目のない中野の極端な儉約志向が炭坑経営のリスクを勘案した用心深さ、リスク管理能力に根差していたことが推測される。

中野を「抜目のない」と評した松本健次郎自身も郷誠之助から「入山採炭を讀つ

でもいい」(懐旧,p184)という話があり、明治鉱業は松村茂を現地に派遣、「三星炭坑⁶³⁾が水没した直後だったので、常磐は温泉が怖い」(懐旧,p184)との結論に達して断念した実体験を有している。

松本は明治30年ころ養父の松本潜が十七銀行小河久四郎頭取から融資申込みを拒絶されたのに憤慨して「よし銀行屋がそういう態度に出るなら俺は自分で銀行を経営してやる」(懐旧,p189)と土地の物色を始めた。これは「小河は許斐鷹介⁶⁴⁾には過分な金を貸していながら、養父<松本潜>の申入れを拒絶したので、事業の内容ではなく相手によってその時の気分で貸したり貸さなかったりすることを憤慨した」(懐旧,p189)ためであったが、松本は「事業をやっているが銀行の経営をやることは、結局面白くないものとなろうと考え…賛成しなかった」(懐旧,p189)とされる。松本はこの時点で既に機関銀行の弊害を肌で感じるほどのリスク感覚が鋭敏であったと思われる。後に彼は新規の鉱山開発にも「外国人は大調査を綿密にやった上で大仕掛けに企業している」(懐旧,p152)のを見て、「大掛りな調査をしてからでなくては…着手出来ぬ」(懐旧,p152)「充分詳細に調査の必要がある」(懐旧,p160)と常に慎重な態度を堅持していた。同様に赤銅御殿で知られる伊藤伝右衛門に関しても松本は「文字こそ全く無かったが、炭坑経営だけでなく…しっかりした人物になった…殊に金の問題となると頗る抜目がなかった」(懐旧,p232)「ケチで有名だった」(懐旧,p259)と評している。

むすびにかえて

このように日頃の言動から推測してリスク管理能力が備わっていたと考えられる中野徳次郎、松本健次郎らに対して、リスク選好度の顕著な鉱業家として

63) 三星炭坑は明治36年頃北浜銀行の岩下清周が同情心から5万円出資して取締役に就任したものの、温泉源に当って熱水の湧出に悩まされたいわくつきのヤマであったが、古賀春一が三星炭鉱を高値買収して常磐進出を果たした。

64) 松本健次郎は十七銀行が貸込んでいた許斐鷹介に関して「性質は短気で包摂力を欠いていたので協力する同志をもたなかった…<十七>銀行が潰れると共に彼も亦失敗してしまった」(懐旧,p230)と評している。

筆者はすでに半田庸太郎、富倉林蔵、松谷元三郎ら鉱業にも関わった株式仲買人⁶⁵⁾を取り上げており、今後とも同様な資質を有したと思われる河野英良や、蔵内次郎作と松島肇等との関係などを順次明らかにする予定であるが、ここでは雨宮敬次郎をリスク選好度の顕著な鉱業家の例として挙げてみよう。雨宮には「真裸体の奮闘談…之れ位に面白く読んだ書物は未だない⁶⁶⁾」との評もあるほど、赤裸々に彼自身の心情を吐露した自伝が存在することによる。

天下の雨敬として金儲けの教祖的なネームバリューも絶大で、原田勝正氏により「鉄道政策のあり方についても一家言を有していた⁶⁷⁾」と評された鉄道資本家であるとともに、「相場師社会にての利者」(M31.1.2 報知)、「傍若無人、傲岸不遜⁶⁸⁾」といわれ、「イカサマ鉄管を納めて居るといふ噂⁶⁹⁾」から日本鑄鉄不正納入事件にも連座するなど、「投機界の魔王」「専ら株式市場の掛引に重きを置きし⁷⁰⁾」「傀儡師⁷¹⁾」、「詐欺師⁷²⁾」などの酷評もある雨宮敬次郎は初期には北海道等の砂金採取で先行した投機的鉱業家の側面をも有していた。『明治工業史 鉱業編』では明治22年雨宮敬次郎は北海道檜山の利別川沿岸で砂金採取を開始したとされる⁷³⁾。

雨宮敬次郎自身の回顧談では明治19年ころ寺見機一から聞いた「西比利亜の砂金の採収」(事蹟,p147)の話に刺激され、「一つ砂金の採収に掛けて見ようぢゃないか」(事蹟,p147)と決意し、「日本にも定めて斯う云ふ風にあるに相違ないと…河住を家に置いて探検した」(事蹟,p148)という。「奥州の気仙沼、月山、湯殿山などを探検した」(事蹟,p148)が、「奥州辺の砂金のありそ

65) ほかにもこの系統には島徳蔵(持部銅山、但馬金山ほか)、橋本半次郎(高田、津波、篠栗各炭坑)、香野蔵治(扇田炭礦、秋田石油鉱業)、石井定七(大盛、大倉、大平各鉱山を所有した浪速鉱業のほか、大倉鉱業精練、極東礦業、伊賀炭礦等にも関与)、静藤次郎(北松炭田)など多数存在する。

66) 井上泰岳『奮闘吐血録』明治43年、ことわり言

67) 野田正穂、原田勝正、青木栄一編『明治期鉄道史資料』第2集第8巻、鉄道家伝(4)「今西林三郎自叙伝」他、日本経済評論社、昭和56年、解題p2

68) 鶴崎鸞城『朝野の五大閥』明治45年,p355

69) 野依秀市編『財界実話』昭和7年、実業之世界社,p347

70) 71) 72) 山路愛山『現代富豪論』大正3年,p65, 65, 73

73) 『明治工業史 鉱業編』昭和5年、日本工学会、p112

うな処は悉く昔の人が手をつけ掘り尽した処で…逆も見込はないから断念」(事蹟,p151)した。しかし「非常に砂金には熱心な」(事蹟,p151)榎本武揚から「北海道だけは或は未だ手が付いて居ない処がある」(事蹟,p151)と唆され、山内提雲鉱山局長が「先づ渡島、函館近傍、石狩あたりの処を許してやらう」(事蹟,p151)というので、明治20年ころ自身で「北海道に砂金事業に出掛け」(事蹟,p160)、利別川に入り「人夫を三十五六人傭って西比利亞風の試験法」(事蹟,p152)を試みたとする。元鉱夫渡辺良作への聞き書きである『砂金掘り物語』では明治19年ころ雨宮が佐藤清吉(山形の古物商・金融業)から「北海道の鉱区のスばらしいこと」を聞き「金を出すから…よろしくたのむ⁷⁴⁾」と、菊地定助を親分として砂金採取団を派遣したが、雨宮敬次郎による砂金採取団はその後も明治「二十七年ごろまでであった⁷⁵⁾」とされる。雨宮砂金採取団の指揮者・佐藤清吉は砂金採取の競争相手の札幌鉱山監督署出身の出願手続に通曉した樋渡彦九郎⁷⁶⁾から夕張のトナシベツ(利別)鉱区出願届の不備を厳しく指摘され、「二人は法廷で争った結果…佐藤さんが敗訴となり…没落⁷⁷⁾」したと伝えられる。雨宮自身も北海道へ派遣した砂金採取団は昔の採掘跡ばかりで「砂金では成功しなかった」(事蹟,p158)と回顧している。

このように、砂金採取という一見原始的で粗放的な鉱業ではあるが、一攫千金を狙う人間の黄金支配への飽くなき欲望を赤裸々に剥き出しにしたプリミティブな経済行動での主体的役割を通じて、後に数々の株式買占め等で勇名を馳せる雨宮敬次郎の相場師としての資質の原型を見出だすことが出来るように思われる。⁷⁸⁾

74) 75) 77) 脇とよ『砂金掘り物語』昭和31年,p57,187,p179

76) 樋渡彦九郎は大正8年12月設立の「幽霊会社」大北炭鉱取締役(要録T9,p173)、建築材料(T13開業)、国際商事、帝国工業各取締役、今宮黒鉛工業監査役(紳T11,下p125,帝T14,p365)

78) 明治32年12月北海道枝幸地方パンケナイ川筋での砂金採取を目的として設立された帝国砂金(株)(前掲『明治工業史 鉱業編』,p119)の筆頭取締役梅津三之助(河羽絹絲紡績、蔵王石油各取締役)や、33年5月ころ北海道砂金(株)を設立しようと発起した駒林広運(仙台移民合資、大阪生命東京出張所長、磐城炭山取締役)などの砂金仲間も、雨宮同様の資質を多分に持っていたものと思われる。ちなみに帝国生命が明治38年末に函館地所(資)出資証券2700円(梅津の出資額に一致)、帝国砂金 200株等を担保に1.75万円(証書番号「有新1」)融資(『朝日生命百年史 資料編』p764)した先は小山田信蔵のパートナーたる梅津三之助と思われる。

なお、佐藤清吉に引率された雨宮砂金採取団は山形県西村山郡三泉村の「小泉衆」⁷⁹⁾という砂金採取のプロ集団によって構成されており、寒河江川筋に古来から伝承されてきた「ねこがけ」なる採金技術と、甲州商人・雨宮が蓄積してきたリスク・マネーの有機的結合が雨宮砂金採取団であったということになる。和製のゴールド・ラッシュである枝幸の砂金ブームを支えた採掘人の中核が一見鉱業不振県と思われた山形県人であったという点は、“鉱業家精神”の継承を考えるに際して非常に示唆に富むものである。

大正バブル期に山形県の炭坑に関わった企業には上述2企業のほか田川炭礦、⁸⁰⁾広部鉱業、山形炭硯、太平炭礦などの県外資本も多く存在した。これら在京企業には小西栄三郎（田川炭礦代表取締役／高柳淳之助の仲間）、広部清一郎（広部鉱業社長／広部銀行主広部清兵衛の長男）、小幡貞吉（山形炭硯、宝永銅山各取締役／河野英良の仲間）、鈴木久次郎（太平炭礦社長／松島肇の仲間）らが登場する。高柳、広部らは筆者がすでに「虚業家」ないし虚業家的な「破綻経営者」として、リスク選好度の顕著な人物の例に取り上げており、河野、松島らは今後の有力候補である。こうしたリスク選好度の高い連中は大战景気に煽られて競争しつつ、「戦争前は儲からぬと廃鉱同様に持余した」（T5.8.31報知）主要な産炭地から離れた粗悪な零細炭坑地帯に蝟集したのであろうが、この種の二流以下の資本家に「金儲けをするなら山を買へ」（T5.8.31報知）と、粗悪鉱山を言葉巧みに斡施した鉱山ブローカーも多く介在したものと思われる。従前には危険視され、躊躇されてきたハイ・リスクの鉱山投資がバブル期に一転、急激に加速されていくメカニズムを、例えば「虚業家」相互間のネット・ワークなどから接近して行きたい。

79) 日塔聡編著『枝幸町史』上巻、昭和42年,p834

80) 垂炭山として大規模な木友炭坑（武田恭作経営）ほか多数。なお川前炭坑を経営の山形炭硯に関しては大正7年11月以降『帝国興信所内報』等に断片的な記載があるが、上述2企業ともども他日を期したい。